

1月31日からの学校再開後の学校生活について

令和 4年 1月31日
七尾市立小丸山小学校

1. 学校再開にあたって

新型コロナウイルス感染による臨時休業でご迷惑をおかけしております。
学校再開にあたり、今後の学習活動や感染予防対策についてお知らせします。
保護者の皆様におかれましては、何とぞご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。なお、状況によって変更等がある場合は、改めてお知らせします。

2. 学習活動について

(1) 以下に示す「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、1月31日(月)～2月18日(金)においては、実施しません。

その後については、可能な限り感染症対策を行った上で、感染状況を踏まえ、実施を検討します。その際、用具の消毒、手洗い指導の徹底、体調に不安のある児童の不参加について配慮します。

- ◇【全教科】児童が長時間、密集または近距離において、対面形式で行うグループワークやペアワーク、及び近距離で一斉に大きな声で話す活動
- ◇【音楽】室内で近距離で行う合唱、楽器演奏（リコーダー等）
- ◇【理科・図工・家庭】児童同士が近距離で活動する、実験・観察、共同製作・鑑賞、調理実習
- ◇【体育】児童が密集したり接触したりする運動

(2) 学習の遅れ等を取り戻すことについて（※別紙 日程変更のお知らせ参照）

- ・1月20日、21日、26日、27日、28日の臨時休業中の学習の遅れについては、以下の措置により、3月中旬までに取り戻します。
- ・日課を変更し、45分授業を40分に短縮して行う。午前と午後20分ずつのプラスタイムを設ける。（合わせて40分の授業として扱う）（2月2日から実施）

3. 感染予防対策について

(1) 感染症予防等についての児童への指導

- ・学校再開後すぐに、児童が感染症予防について正しく理解し、適切な行動を取れるよう指導します。

（1月31日 校長が、校内放送により指導し、その後、各学級で指導する）

(2) 健康管理に関すること

- ・登校前に自宅で検温し、発熱等の風邪症状がある場合は、登校を控えてください。発熱がなくても、普段よりも体調が悪いと感じたら、登校を控えるようお願いいたします。毎朝、学級担任が、家庭から提出された検温簿によって検温結果を確認します。（忘れた児童は別室で測定）。
- ・児童本人に限らず同居する家族が、平熱より高い体温の場合や微熱でも風邪の症状がある場合は、登校を控えてください。

(3) 感染防止対策

①新型コロナウイルス感染症の感染防止の3つの基本

ア. 身体的距離の確保

- ・人との間隔はできるだけ2 m（最低1 m）空ける。
- ・会話をするときには可能な限り真正面を避ける。

イ. マスクの着用、

- ・屋内にいるときや会話をするときには、マスクを着用する。

ウ. 手洗い

- ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に行う。
- ・アルコール消毒液で手指を消毒する。

②換気

- ・教室内等の換気を徹底する。
換気は、気候上可能な限り常時行う。常時換気が困難な場合はこまめに行う。

③給食時

- ・食事の前の手洗いを徹底する。
- ・座席を向かい合わせにしないこと。食事中は会話を控える等の指導を行う。

4. 児童の心身の状況の把握と心のケア等に関すること

- ・臨時休業による自宅待機からくるストレスや、感染症に対する心配や不安が原因で、児童が精神的に不安定になる可能性があるため、そのような場合には、担任だけでなく、養護教諭等にも相談するように指導します。また、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援（電話による相談を含む）を行います。
- ・「オアシス・ライン」（52-0783）、 「24時間子供SOSダイヤル」（0120-0-78310）

5. 偏見、差別に関すること

- ・感染者、濃厚接触者、新型コロナウイルス感染症の治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は絶対に許されないという指導を徹底します。

6. 保護者への連絡等

- ・一斉送信メール（らくらく連絡網）や文書の配付、担任からの電話連絡等により、必要な情報を確実にかつ速やかに伝えます。

7. 感染者、濃厚接触者が確認された場合

- ・児童・教職員の感染が確認された場合、あるいは、児童・教職員が濃厚接触者であることが確認された場合は、速やかに市教育委員会へ連絡し、能登中部保健福祉センターと連携して迅速に対応します。
- ・その際、個人情報の扱いには十分留意します。